

『外商投資商業領域管理弁法』解説(2)

第九条 批准を経て、外商投資商業企業は以下の業務を經營することができる。

1. 小売業務に従事する外商投資商業企業
 - 商品の小売り
 - 自営商品の輸入
 - 国内商品の購入輸出
 - その他関連する複合業務
2. 卸売業務に従事する外商投資商業企業
 - 商品の卸売り
 - コミッション代理(競売を除く)
 - 商品の輸出入
 - その他関連する複合業務

外商投資商業企業は他人にフランチャイズ經營方式で店舗開設を行わせることができる。

外商投資企業は批准を経て、以上の一種またはいくつかの種類の販売業務を行うことができ、その經營する商品種類は契約、定款の関連經營範圍内容の中に明記しなければならない。

【解説】この条項も従来の考え方より大幅に開放されており、関係者にはかなりの驚きをもって迎えられた内容です。特に注目されているのが「小売り企業は国内商品の輸出業務、卸売り企業は商品の輸出入業務を經營することが出来る」ということで、これによれば外国から輸入した商品を専門に販売する小売店、あるいは卸売り企業ではあるが輸出入をもっぱら行う貿易会社が外商投資商業企業として認められることとなります。

また小売り業務、卸売り業務共に「その他関連する複合業務」とありますが、中国語の意味は「組み合わせてセットにした業務」ということで、それぞれ から までの組み合わせ業務を指しています。

ただ、冒頭及び最後の条文にわざわざ「批准を経て」と断り書きがあることが気になりますが、これはたとえば輸出入権などは批准部門が選択的に一定資本金以上の外商投資商業企業に与えるという意味が込められているのか、或いは「批准を経て」というのは全ての外資系企業の營業範圍は批准を得なければならないということは当然ですので、単なる飾り言葉なのか、いずれにしても今後の細則公布を待たなければなりません。

第十条 外商投資商業企業の設定及び店舗開設は以下の順序に従って行う。

- (一) 外商投資商業企業のプロジェクト立項(プロジェクト検討認可)、フィージビリティスタディ及び企業設立は同時申請し、同時認可する。
- (二) 本条第一項第(三)、(四)号で別途規定するものを除き、外商投資商業企業を設立する投資者、店舗開設を申請する外商投資商業企業は、外商投資商業企業登記地の省級商務主管部門に第十二条及び第十三条に規定する申請文書をそれぞれ報告送付する必要がある。省級商務主管部門は報告送付された文書の初級審査を行った後、全ての申請文書を受取った日から一ヶ月以内に商務部に報告する。商務部は全ての申請文書を受取った日から三ヶ月以内に批准するか否かを決定しなければならない。批准設立される場合、《外商投資企業批准証書》を発行し、批准しない場合は原因を説明しなければならない。

商務部は本弁法によって省級商務主管部門に授權して上述申請の審査批准を行わせることができる。

- (三) 小売業に従事する外商投資商業企業はその所在地省級行政区域内で店舗開設する場合、以下の条件に符合し、且つ經營範圍がテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機による販売及び本条第十七条、第十八条に列記する商品に関係しない場合、当該省級商務主管部門はその審査批准権限内で審査批准し商務部に届出を行う。

1. 単一店舗の營業面積が3000平方メートルを超えず、且つ店舗数が3店舗を超えず、またその外国投資者が設立した外商投資商業企業を通じて中国に開設する同タイプの店舗総数が30

店舗を超えない場合。

2. 単一店舗の営業面積が 300 平方メートルを超過せず、且つ店舗数が 30 店舗を超えず、またその外国投資者が設立した外商投資商業企業を通じて中国に開設する同タイプの店舗総数が 300 店舗を超えない場合。

(四) 中外合弁、合作商業企業の商標、商号の所有者が内資企業、中国自然人で、且つ中国投資者が外商投資商業企業においてマジョリティをとっている場合、当該外商投資商業企業の経営範囲が本弁法第十七、十八条に列する商品に関係しない場合、その設立及び開店の申請は企業所在地の省級商務主管部門がその審査批准権限内で審査批准する。省を跨って店舗開設する場合、店舗開設予定所在地の省級商務主管部門の意見を求めなければならない。

商務部の授權を受けていない場合、省級商務主管部門は勝手に本条第一項第(三)、(四)号で規定する審査批准権限を(下部に)移管してはならない。

【解説】この第十条は非常に重要なことがいくつか規定されています。まず外商投資商業企業の申請方法ですが、「プロジェクト認可、フィージビリティスタディ及び企業設立は同時に申請し同時に認可する」となっており、一般の外資投資プロジェクトは プロジェクト申請認可(プロジェクト建議書の申請と批准)、 フィージビリティスタディの申請認可、 定款、合弁契約(合弁の場合)と共に会社設立申請、という順を踏まなければならないことと比較すると、全てを一回で済まそうというのですから見方によれば大変簡略化されています。ただ、一発勝負ということでもありますので、完全な申請資料を準備する必要があることは言うまでもありません。

また第(二)項では外商投資商業企業は原則として中央の商務部が批准することを明確にしており、また省級政府の商務主管部門(対外経済貿易委員会など)が申請資料を受領して4ヶ月以内に「批准する場合は批准証書を発行し、批准しない場合は理由を説明しなければならない」としています。現行の外資系企業設立はすべて批准が必要で、形式的な書き方も取れますし、しかし「批准しないこともある」ことは確かで、批准しない条件は実施細則で明らかにされていくものと思われます。

第(三)項、第(四)項では小規模小売業(とは言ってもスーパーを想定して3000m²で省を跨ぎ30店舗以内、300m²で省を跨ぎ300店舗以内ですから相当に大規模です)、及び中国側の出資者がマジョリティを取る(50%超の出資権を持つ)の外商投資商業企業は省級政府商務主管部門が批准権限を移管されることが明らかになっていますが、いろいろと条件がありますので、注意が必要です。

第十一条 投資者は批准証書を受領してから一ヶ月以内に、《外商投資企業批准証書》に基づいて、工商行政管理機関で登記手続を行わなければならない。

【解説】この条項は特に問題ありません。批准証書を得るまでは大変ですが、批准証書を受領すれば一ヶ月以内に省級の工商行政管理局に申請して正式な「外商投資商業企業営業許可証」の交付を受けます。